明治三十五年三月三十一日　第種郵便物認可

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　一

〔公告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責関係　三
特殊法人等
　国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習、平成二十六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人統計センター・日本年金機構）、全国社会保険労務士会連合会平成二十六年度の決算、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三
地方公共団体
　行旅死亡人関係　三元
会社その他
会社決算公告　四

官庁報告

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を平成27年７月31日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成27年８月17日　農林水産大臣　林　芳正

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　平成26／27年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第３において生産数量目標の外数として取り扱う米穀等として定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績は、平成26年産主食用米等生産量、平成26年６月末民間在庫量及び平成27年６月末民間在庫量を基に算出します。

表１　平成26／27年の需要実績の算出方法

需要実績＝①＋②－③ ①　平成26年産主食用米等生産量 ②　平成26年６月末民間在庫量 ③　平成27年６月末民間在庫量

⑶　全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した平成26／27年（平成26年７月から平成27年６月までの１年間）の需要実績（速報値）は、図１のとおり778万トンとなります。

なお、平成26／27年の需要実績については、平成27年11月に変更する米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。